

令和6年度箕面市税務封筒広告募集要項

1. 目的

この要項は、箕面市（以下「市」という。）が作成する市税納税通知書等の税務書類送付用封筒（以下「税務封筒」という。）に広告を掲載する事業者（以下「広告主」という。）を募集するにあたり、必要な事項を定めるものとします。

2. 掲載できる広告の内容等について

（1）広告主は、広告内容等について、箕面市広告事業実施要綱（平成18年箕面市訓令第2号）及び箕面市広告事業掲載ガイドライン（平成24年11月6日制定）を遵守してください。

（2）広告掲載期間

広告は、令和6年度に使用する税務封筒に掲載します。ただし、掲載期間中であっても作成した全ての封筒が使用された場合は、その時点で広告の掲載は終了となります。

（3）広告の掲載場所等

① 広告の掲載場所は、税務封筒の裏面とします。

② 広告欄内の上部に、「広告」の文言（縦1cm×横3cm以内、文字サイズ12ポイント以上）を記載してください。

③ 市は、税務封筒の裏面において、広告の欄外に以下の表示をします。

- ・ この広告は、箕面市広告事業として掲載しているものです。
- ・ 広告料収入は、箕面市の歳入に組み入れています。
- ・ 箕面市が広告内容等について推奨するものではありません。
- ・ この広告に関するご質問は、広告主に直接お問い合わせください。

（4）税務封筒広告のイメージ

① 税務封筒広告のイメージについては、別添資料をご参照ください。

② 別添資料は、あくまでもイメージです。このため、今回の募集対象の税務封筒とは、サイズ・デザイン等において異なる場合がありますので、ご了承ください。

3. 税務封筒の種類及び広告枠の規格等について

番号	広告料 最低額 (税込)	募集 枠数	使用予定枚数 (枚数内訳)	封筒の用途	配布対象、配布回数（時期） ※基本的に年1回としている場合でも、異なる時期・回数で配布を 行うことがあります。	広告枠 サイズ	印刷色 (予定)
①	1 枠あたり 81,180 円	2 枠	53,000 枚	ア) 固定資産税 都市計画税 納税通知書	・ 箕面市内に固定資産を 所有する個人・法人 ・ 基本的に年1回（4月下旬）	縦 7 セン × 横 9 セン	薄青緑 色地に 黒インク
			20,800 枚	イ) 市・府民税 (普通徴収) 納税通知書	・ 市・府民税を納付する個人 ・ 基本的に年1回(6月上旬)		
②	1 枠あたり 2,640 円	2 枠	2,400 枚	ウ) 市・府民税 申告書	・ 所得を申告する個人 ・ 基本的に年1回 (10月上旬または2月上旬)		薄灰色地ま たはクリーム 色地に黒イン ク
③	1 枠あたり 8,250 円	2 枠	7,500 枚	エ) 市・府民税 (年金特別徴収) 税額通知書	・ 市・府民税を年金天引きで 納付する個人 ・ 基本的に年1回(6月上旬)		薄青緑 色地に 黒インク
④	1 枠あたり 4,400 円	2 枠	4,000 枚	オ) 市税 還付通知書	・ 市税の還付・充当を受ける 個人・法人 ・ 随時(通年)		薄ピンク色 地に 紺インク
⑤	1 枠あたり 5,830 円	2 枠	5,300 枚	カ) 法人市民税 申告書	・ 市内に事業所を有する法人 ・ 年1~2回(各法人の申告月)	縦 7 セン × 横 8 セン	薄青緑 色地に 黒インク
⑥	1 枠あたり 29,700 円	2 枠	27,000 枚 定形外サイズ 20,000 枚 定形サイズ 7,000 枚	キ) 市・府民税 (特別徴収) 税額通知書	・ 従業員を有する個人・法人 ・ 基本的に年1回(5月上旬)		ライトクリーム 色地に 黒インク
⑦	1 枠あたり 1,650 円	2 枠	1,500 枚	ク) 償却資産 申告書	・ 箕面市内に事業用の償却 資産を所有する個人・法人 ・ 年1回（12月上旬）		薄茶 色地に 黒インク

4. 公募に参加する者に必要な資格

箕面市の入札参加者資格等に準じ、次の要件を全て満たしていることを必要とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成 8 年箕面市訓令第 2 号）に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱（昭和 62 年 9 月 1 日施行）に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 現に国税及び都道府県税並びに市(区)町村税を滞納していないこと。
- (5) 箕面市税及びその附帯徴収金について未納の徴収金がないこと。

ただし、上記の要件をすべて満たしている場合でも、広告見本等の内容により、税務室内部の協議の結果、税務封筒に掲載する広告として妥当でないと判断し、公募参加資格を有さないとする場合があります。

5. 公募参加資格の確認手続

- (1) 公募の参加希望者は、令和 5 年 12 月 22 日（金）までに必要書類を提出し、公募参加資格の確認を受けてください。

- ① 郵便の場合は、書留郵便又は特定記録郵便により提出することとし、同日必着とします。

＊郵送先 〒562-0003 大阪府箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕面市役所 総務部税務室

- ② 直接、窓口に出す場合の受付場所及び受付時間は、次のとおりとなります。

＊受付場所 箕面市西小路四丁目 6 番 1 号

箕面市役所別館 1 階 市税総合窓口

＊受付時間 土曜・日曜・祝日を除く。午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで。

(2) 提出書類

① 公募参加資格確認申請書（様式第1号）

＊様式中、「掲載を希望する封筒」は複数選択可能です。

② 履歴事項全部証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

③ 納税証明書（コピー可）

- ・国税（納税証明書 「その3」）<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

- ・府税（納税証明書 未納のない証明書「府税及びその附帯徴収金に未納の徴収金の額のないこと」）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/zei/alacarte/nouzeishomei.html>

- ・市税（※箕面市外の場合必要）（納税証明書 「未納がない証明」）

https://www.city.minoh.lg.jp/zeimu/syoumei_2009_3.html

④ 誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律における非該当者）

⑤ 会社概要（パンフレットなど）

⑥ 広告見本（税務封筒に掲載しようとする広告と同様の内容を記載したもの）

⑦ 返信用封筒（長3。表に申請者の住所・氏名記載。簡易書留料金を加えた切手貼付）

(3) 市は、公募参加資格確認申請書等に基づき、公募参加資格の確認を行います。確認結果は、公募参加資格確認通知書（様式第2号）により、令和6年1月19日（金）までに簡易書留郵便で発送します。

(4) その他

広告見本などの作成に係る費用は公募参加希望者の負担とし、提出された書類は返却しません。

6. 現場説明

現場説明会はありません。

7. 入札日時等

市により公募参加資格があり、かつ広告掲載が可能であることが確認された者において入札を行い、募集広告枠数に応じた数の広告主及び広告料を決定します。

(1) 入札日時

令和6年1月31日（水） 午前10時から

(2) 入札場所

箕面市西小路四丁目6番1号 箕面市役所別館6階 入札室

なお、公募参加者数によっては、入札場所を変更する場合があります。

(3) その他

入札の参加に当たっては、公募参加資格確認通知書（様式第2号）又はその写しを持参してください。

8. 入札方法等

(1) 公募参加者は、所定の入札書に必要事項を記載し押印の上、提出してください。

(2) 公募参加者が代理人により入札書を提出する場合は、委任状を提出し、入札書には所在地又は住所、商号又は名称、代表者職氏名並びに代理人氏名を記載し、代理人の押印をもって提出してください。

(3) 郵送又は電送による提出は、認めません。

(4) 最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者として決定します。

なお、最高の価格をもって有効な入札を行った者が2者以上の場合は、「くじ」により決定します。

(5) その他入札方法等については、関係法令及び箕面市契約規則（昭和55年箕面市規則第40号）の定めるところによります。

9. 予定価格

「3. 税務封筒の種類及び広告枠の規格等について」に記載した広告料最低額を予定価格とします。予定価格を下回る価格による入札を行った場合は、失格とします。

10. 保証の要否

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

1 1. 契約書の作成

落札者及び市は、速やかに契約書の作成を行うこととします。

1 2. 広告原稿の作成等

- (1) 落札者は、速やかに税務室と広告内容の協議を行ってください。
- (2) 広告内容は、箕面市広告事業実施要綱及び箕面市広告事業掲載ガイドラインに基づき、箕面市広告審査委員会の審査を経て決定します。
- (3) 広告主は、広告内容の決定を受けた後、版下原稿を箕面市が指定する期日までに提出してください。

1 3. 広告掲載の取消し

- (1) 次に掲げる取消事由に該当する場合、市は広告掲載を取り消すことがあります。
 - ① 指定する期日までに広告料の納入がない場合
 - ② 指定する期日までに広告用版下原稿の調整及び提出ができない場合
 - ③ 広告主において、市の名誉又は信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があった場合
 - ④ 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなった場合、又は広告主がその社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こした場合
 - ⑤ その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等、広告主に関係する事情により、広告掲載が不適當であると市長が判断した場合
 - ⑥ 広告主において、「4. 公募に参加する者に必要な資格」に記載した資格に反する状態となった場合
- (2) 広告掲載が決定し、印刷発注後、広告掲載の取消しに該当することとなった場合、市は、代替の税務封筒の印刷費用等の支払いを、広告主に請求します。

1 4. 広告主の責務等

- (1) 広告主は、広告の内容に関する苦情等について責任の一切を負い、速やかに苦情等の解決にあたってください。

- (2) 広告主は、広告主の営業停止等の問題が生じた場合は、速やかに市に報告してください。
この場合において、市が広告の掲載について適当でないと認めたときは、当該広告の掲載を取り消すこととします。
- (3) 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはなりません。

1 5. 広告料の納入等

- (1) 広告料は、広告掲載決定後、市が発行する納入通知書により、指定期日までに一括で納入してください。
- (2) 広告主の都合により広告掲載を取り下げた場合並びに広告掲載の取消事由に該当し、掲載を取り消された場合は、納入済みの広告料は返還しません。
- (3) 広告主の責に帰さない理由により、市が広告の掲載を取り消したときは、納入済みの広告料を広告主へ返還します。この場合、返還する広告料に利子は付さないものとします。

1 6. 問い合わせ先

箕面市役所 総務部 税務室

電 話：072-724-6709（直通）

072-723-2121（代表） 内線 3357

フ ァ ク ス：072-723-5538

電子メール：zeimu@maple.city.minoh.lg.jp